# 大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設

## 届出が必要な施設（法施行令別表第２）

| **届出が必要な施設** | | | | **備考** |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **用途** | **項** | **施設種類** | **規模** |
| すべて | 1 | コークス炉 | 原料の処理能力（50 t / 日以上） |  |
| 2 | 鉱物又は土石の堆積場 | 面積（1000 m2以上） |  |
| 鉱物、土石又はセメント | 3 | ベルトコンベア | ベルトの幅（75 cm以上） | 密閉式を除く |
| バケットコンベア | バケットの内容積（0.03 m3以上） |
| 鉱物、岩石又はセメント | 4 | 破砕機・摩砕機 | 原動機の定格出力（75 kW以上） | 密閉式、湿式を  除く |
| 5 | ふるい | 原動機の定格出力（15 kW以上） |

## 法に基づく規制基準

|  |  |
| --- | --- |
| **施設** | **規制基準** |
| コークス炉 | 1. 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 2. 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの一般粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は、防じんカバー等を設置して行うこと。 3. 消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 |
| コークス炉以外の施設 | 次の各号の一に該当すること。   1. 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2. 散水設備によって散水を行われていること。 3. 防じんカバーでおおわれていること。 4. 鉱物又は土石の堆積場にあっては、薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 5. ベルトコンベア及びバケットコンベアにあっては、コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の一般粉じんが飛散するおそれのある部分に②又は③の措置が講じられていること。 6. 破砕機及び摩砕機、ふるいにあっては、フード及び集じん機が設置されていること。 7. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。 |